

## 令和5年度 静岡県福祉サービス第三者評価調査者養成研修実施要項

静岡県では、公正・中立、専門的・客観的な立場から福祉サービス提供事業者を評価し結果を公表する福祉サービス第三者評価機関において、事業者及び利用者等の調査を行い、評価を実施する評価調査者の養成を目的とした研修を次のとおり実施します。

### 1 研修日程

日 時	科 目	時 間	講 師
第1クール <b>講義動画配信</b> 第2クール初日 前までの1週間 程度	1 第三者評価の理念と基本的な考え方 第三者評価の全体像 評価調査者の役割と倫理	200分	静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 准教授 江原 勝幸 氏
	3 社会福祉施設の現状	60分	社会福祉法人天竜厚生会 障害者支援施設 浜北学苑 施設長 小杉 祐介 氏
	4 受審施設の立場から	60分	
	5 静岡県の推進体制	60分	福祉指導課
第2クール <b>講義1・2日目</b> 10:00~17:00 8月30日(水)、 31日(木) 〔ｽﾀｰﾙ 601〕	6 第三者評価基準の理解と判断のポイント	10:00~17:00	五味社会福祉士個人事務所 五味 保教 氏
	7 書面(事前)審査の着眼点 ・利用者調査の方法等	10:00~12:00	
	8 訪問調査の着眼点	13:00~16:00	
<b>実習1日目</b> 10:00~17:00 9月19日(火) 〔ｽﾀｰﾙ 601、 602、701〕	9 実習(事前準備)	10:00~17:00	保育所 五味社会福祉士個人事務所 五味 保教 氏 特別養護老人ホーム 社会福祉法人天竜厚生会 清風寮 施設長 鈴木 啓晋 氏 障害者支援施設 社会福祉法人天竜厚生会 多機能型事業所 天竜ワークキャンパス 所長 秋葉 聡 氏
<b>実習2日目</b> 10:00~17:00 9月20日(水) から10月9日 (月)のうち1日 〔実習施設〕	10 実習Ⅰ	10:00~17:00	〔実習施設〕 保育所、特養、障害者支援 施設 等 1施設4~6人で実習
<b>実習3日目</b> 10:00~17:00 10月10日(火) 〔ｽﾀｰﾙ 601〕	11 実習Ⅱ	10:00~16:00	社会福祉法人天竜厚生会 清風寮 施設長 鈴木 啓晋 氏
	12 まとめ		
	13 判定試験	16:00~17:00	福祉指導課

## 2 会場

静岡県総合社会福祉会館シズウエル（静岡市葵区駿府町 1 番 70 号）  
601 会議室、602 会議室、701 会議室

## 3 養成研修の受講資格

資 格	詳 細
a 組織運営管理業務を3年以上経験している者	<u>組織運営管理業務</u> 雇用関係にある10人以上（概ね週労働時間30時間以上の者をいう。）の組織を管理・統括する業務
b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者	<u>有資格者</u> 福祉：社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、保育士 医療：医師、看護師、理学療法士、作業療法士 保健：保健師、栄養士  <u>学識経験者</u> ・大学、専門学校、高校等で社会福祉、医療及び保健に関する教育・研究を行う者 ・社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識及び業務経験を有する者（公認会計士、税理士、弁護士等）
c 上記 a b の要件を共に満たす者	_____

※ 同等の資格・能力を有していると県が認める者を含む。

## 4 定員

30人（先着順）

## 5 受講手続き

### 受講申込書の提出

受講申込書（様式1-1）及び実務経験（資格要件）証明書（様式2）に必要資料を添付して県に提出します。  
既に所属する評価機関（法人）が予定されている方は、詳細を記入して提出してください。

### 要件等審査

県において受講資格を審査します。

### 研修経費の納入

受講が認められた場合は、申込者あてに研修経費の納入通知書を送付します。認められない場合は、受講不承認書を交付します。（納入通知書は送付しません。）

納入通知書が届いた方は、記載された納期限までに納付するとともに、納付後速やかに、納付書(控)の写し等、納付を拳証する書類の写しを福祉指導課へ郵送

又は FAX（054-221-2142）してください。

受講承認書を交付します。

### 養成研修受講

カリキュラムに従って研修を受講します。

### 修了

規定のカリキュラムの受講及び判定結果に基づき、修了者には、養成研修修了証書及び修了者証を交付します。

## 6 研修経費

30,000円

原則として、いったん納付した経費は返還しません。

また、実習にかかる交通費等は自己負担となります。

## 7 受講申込期間

令和5年5月18日（木）から6月30日（金）まで

## 8 評価対象事業範囲

本県の養成研修を修了した評価調査者が評価を行うことができる対象事業は、令和5年度養成研修修了時点で、次の事業種別としております。

### <評価対象事業>

- ・保育所
- ・障害者福祉サービス ・障害児福祉サービス
- ・高齢者福祉サービス（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム訪問介護事業所・通所介護事業所）
- ・救護施設 ・放課後児童クラブ  
及び

〔社会的養護関係施設5種別（注）〕

- ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設
- ・児童自立支援施設

（注） 全国推進組織（全国社会福祉協議会（以下、「全社協」という。））の認証を受けた第三者評価機関(※)が、全社協が実施する社会的養護施設評価調査者養成研修の修了者等（評価の際、うち1人は全社協研修修了者が必須）により、全国共通基準に基づき評価を行います。

〔(※) 本県では、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、一般社団法人静岡県社会福祉士会、株式会社フィールズが該当〕

## 9 申込み・問合せ先

静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 福祉指導課 法人児童指導班

電話：054-221-2322

FAX：054-221-2142

E-mail houjin-shidou@pref.shizuoka.lg.jp